

## 浜田市ものづくりスタートアップ事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、市内の中小企業者等に対し、事業化を目的とした新製品、新技術の開発及び特許権等の取得並びに新製品の販路開拓に要する経費の一部を補助することにより、市内におけるものづくりの取組を支援し、産業振興及び雇用拡大を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者をいう。
- (2) 新製品 当該製品が発売されて、おおむね2年を経過していない製品又は既存製品に改良を加えた新規性のある製品をいう。
- (3) 事業化 研究、開発等の成果を製品化することにより収益の源泉となる事業活動に至ることをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者
- (2) 市内に住所を有する個人であって、市内において実施する事業計画を有する者
- (3) 構成員の3分の2以上が前2号に規定する者で構成される団体

### (補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業並びに補助対象経費及び補助限度額は、別表のとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

2 前項に規定する補助金は、当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は補助の対象としない。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ものづくりスタートアップ事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

ない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 市税納税証明書（当該申請に係る年度の前年度の証明書）
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する申請は、同一実施主体による同一事業当たり 1 回を限りすることができる。ただし、継続的に実施されることにより第 1 条の目的がより効果的に達成されると認められる場合は、2 回を限りすることができる。

（交付決定）

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、第 15 条の浜田市ものづくりスタートアップ事業審査委員会の意見を聴くとともに、内容を審査し、補助の可否を決定し、ものづくりスタートアップ事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第 7 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第 9 条第 1 項に規定する事由が生じたときは、ものづくりスタートアップ事業変更承認申請書（様式第 5 号）に変更内容が明らかになる書類を添えて、市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りではない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（実施状況報告）

第 8 条 補助事業者は、市長が別に定める日における補助事業の実施状況について、当該日から 30 日を経過する日までにものづくりスタートアップ事業実施状況報告書（様式第 6 号）により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、必要な助言及び情報の提供、補助事業者からの相談の対応等事業実施のための側面的な支援に努めるものとする。

（実績報告）

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、ものづくりスタートアップ事業実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第 8 号）

- (2) 収支決算書（様式第 9 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（交付額の確定等）

第 10 条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、ものづくりスタートアップ事業補助金確定通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。  
（交付請求）

第 11 条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の一部を交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、ものづくりスタートアップ事業補助金交付請求書（様式第 11 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。  
（交付決定の取消し等）

第 12 条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。  
（成果等の発表）

第 13 条 補助事業者は、市長が当該補助事業の成果等を公表しようとするときは、これに協力しなければならない。  
（事業化努力等）

第 14 条 補助事業者は、当該補助事業に係る成果の事業化に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間、当該補助事業に係る過去 1 年間の事業化状況等を、毎年 4 月 30 日までにものづくりスタートアップ事業事業化状況報告書（様式第 12 号）により市長に報告しなければならない。  
（浜田市ものづくりスタートアップ事業審査委員会の設置）

第 15 条 補助事業の内容について審査するため、浜田市ものづくりスタートアップ事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、識見者、経済団体の代表者、関係行政機関の職員等をもって構成する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、審査委員会において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率及び補助金の交付限度額
新製品、新技術の開発事業（補助対象経費の総額が30万円以上のものに限る。）	事業化を目的とした新製品、新技術の開発又は既存製品の改良	専門家謝金、旅費、研究開発費（原材料費、機械装置等借入費、技術指導受入費、外注加工費）、委託費（試験委託費、調査研究委託費）その他市長が必要と認める経費（機械装置等の購入費を除く。）	2/3 以内 100 万円以下
特許権等取得事業（補助対象経費の総額が10万円以上のものに限る。）	事業化を目的とした工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の取得	出願費用、弁理士費用、先行技術調査費その他市長が必要と認める経費	1/2 以内 20 万円以下
新製品の販路拡大事業（補助対象経費が20万円以上のものに限る。）	新製品又は既存製品に改良を加えた新規性のある製品の販路拡大	専門家謝金、旅費、市場調査費、広告宣伝費、産業市等への出展費用、印刷製本費、ホームページ開設費その他市長が必要と認める経費	1/2 以内 50 万円以下

備考 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

年 月 日

浜田市長 様

所在地  
申請者 名称  
代表者名 ⑩

ものづくりスタートアップ事業補助金交付申請書

年度において、ものづくりスタートアップ事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市ものづくりスタートアップ事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

1 補助事業の名称

2 事業区分

- 新製品又は新技術の開発
- 特許権等取得
- 新製品の販路開拓

3 補助金の交付申請額、事業に係る経費等

- (1) 補助金の交付申請額 円
- (2) 補助対象経費総額 円
- (3) 事業費の総額 円

4 事業の概要

5 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 市税納税証明書（当該申請に係る年度の前年度の証明書）
- (4) その他

様式第 2 号（第 5 条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

名称及び代表者名			
住 所	〒		
電話番号		F A X	
資本金		従業員数	
業 種		主要品目	
売 上	(            年)	(            年)	
収 益	(            年)	(            年)	
得意分野			
沿 革			
保有技術等			
研究開発実績 (過去 5 年間)			

2 事業の概要

<p>(1) 事業の名称</p> <p>(2) 開発、販路開拓等に取り組もうとする製品又は技術</p> <p>ア 製品概要</p> <p>イ 新規性・優位性</p> <p>ウ 市場性・将来性</p> <p>エ 課題</p>
---

(3) 実施計画

ア 実施計画の概要

イ 実施体制

ウ 達成目標

エ 今年度のスケジュール

項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(4) 次年度以降のビジョン

様式第 3 号（第 5 条関係）

収 支 予 算 書

1 資金調達内訳

区 分	予算額(円)	備 考
自己資金		
補助金		ものづくりスタートアップ事業
借入金		
その他		
合 計		

2 資金支出内訳

(1) 補助対象経費		予算額(円)	備 考
区 分	内 訳		
小 計			
(2) 補助対象外経費		予算額(円)	備 考
区 分	内 訳		
小 計			
合 計			

※ 経費の区分別に記載してください。

様式第 4 号（第 6 条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

浜田市長

印

ものづくりスタートアップ事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありましたものづくりスタートアップ事業補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市ものづくりスタートアップ事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額 円

3 交付の条件

4 交付の時期

（却下理由）

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

所在地

名称

代表者名

㊟

ものづくりスタートアップ事業変更承認申請書

年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあったものづくりスタートアップ事業について、下記のとおり変更したいので、浜田市ものづくりスタートアップ事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更年月日
- 5 添付書類（変更内容が明らかになる書類）



様式第7号（第9条関係）

年 月 日

浜田市長 様

所在地

名称

代表者名

㊟

ものづくりスタートアップ事業実績報告書

年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあったものづくりスタートアップ事業の実績について、下記のとおり浜田市ものづくりスタートアップ事業補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

1 補助事業の名称

2 事業区分

- ( ) 新製品又は新技術の開発
- ( ) 特許権等取得
- ( ) 新製品の販路開拓

3 実施期間 年 月 日～ 年 月 日

4 補助金の交付決定通知額、事業に係る経費等

- (1) 補助金の交付決定通知額 円  
(うち既交付額 円)
- (2) 補助対象経費決算額 円
- (3) 事業費決算額 円

5 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) その他

事業実績書

- 1 補助事業の名称
- 2 製品・技術に関する成果又は現況
- 3 実施計画の実績
  - (1) 実施計画の実績概要
  - (2) 実施体制
  - (3) 達成目標への到達度
  - (4) 結果に関する分析・総括

(5) スケジュール実績

項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

- 4 次年度以降のビジョン
- 5 ものづくりスタートアップ事業に関する行政への要望点

様式第9号（第9条関係）

収 支 決 算 書

1 資金調達実績

区 分	予算額(円)	決算額(円)	備 考
自己資金			
補助金			ものづくりスタートアップ事業
借入金			
その他			
合 計			

2 資金支出実績

(1) 補助対象経費		予算額(円)	決算額(円)	備 考
区 分	内 訳			
小 計				
(2) 補助対象外経費		予算額(円)	決算額(円)	備 考
区 分	内 訳			
小 計				
合 計				

※ 経費区分別に記載してください。

様式第 10 号（第 10 条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

浜田市長

印

ものづくりスタートアップ事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありましたものづくりスタートアップ事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浜田市ものづくりスタートアップ事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定通知額 円
- 3 補助事業の対象経費の精算額 円
- 4 補助金の交付確定額 円  
(交付決定通知額) - (交付確定額) 円



様式第 12 号（第 14 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

所在地

名称

代表者名

㊟

ものづくりスタートアップ事業事業化状況報告書

年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあったものづくりスタートアップ事業の実施後における事業化状況について、下記のとおり浜田市ものづくりスタートアップ事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により報告します。

記

1 補助事業の名称

2 事業区分

( ) 新製品又は新技術の開発

( ) 特許権等取得

( ) 新製品の販路開拓

3 実施期間 年 月 日～ 年 月 日

4 事業化状況

(1) 当該補助事業の成果

(2) 売上高及び雇用状況

実施後年度	当該製品の売上高	売上高	雇用状況	備考
1 年度目	円	円	人	
2 年度目	円	円	人	
3 年度目	円	円	人	
4 年度目	円	円	人	
5 年度目	円	円	人	

(3) 当該事業の効果

(4) 事業化が進んでいない場合の理由及び背景